

令和7年4月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年4月15日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時35分
  
- 5 出席した教育長及び委員
  - 花田 忠雄 教育長
  - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
  - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
  - 笠原 陽子 委員
  - 佐藤 麻子 委員
  - 常陸 佐矢佳 委員
  
- 6 出席職員

教育局長	篠田 寛
県立高校改革担当局長	田熊 徹
副局長	田村 暢
教育参事監（働き方改革担当）	濱田 啓太郎
教育参事監（学校教育担当）	増田 年克
総務室長	宮田 一男
行政部長	高安 賢昌
指導部長	市川 幸春
支援部長	八矢 信宏
企画調整担当課長	鈴木 鎮夫
管理担当課長	高橋 慶吏
教職員企画課長	常山 敦司
参事兼高校教育課長	渡貫 由季子
子ども教育支援課長	本間 隆司
特別支援教育課長	立花 裕治
  
- 7 提出議題 次葉のとおり

## 教育委員会 4月定例会 会議日程

日時 令和7年4月15日（火） 9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第1

- |         |  |
|---------|--|
| 定教第1号議案 | 令和8年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について              |
| 定教第2号議案 | 令和8年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について     |
| 定教第3号議案 | 令和8年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について           |
| 定教第4号議案 | 令和8年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について |
| 定教第5号議案 | 令和8年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について      |

#### 日程第2

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| 報第1号 | 令和7年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について |
| 報第2号 | 神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定について     |

### 2 協議・報告事項

#### 報告1

「令和6年度 神奈川県立高等学校及び中等教育学校 生徒による授業評価」の結果について

## 教育委員会 4月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会4月定例会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。  
本日の会議録署名委員ですが、常陸委員を指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

常陸委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「令和8年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について」ほか4件の付議案件があります。  
また、日程第2として「令和7年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」ほか1件の報告案件があります。  
さらに、協議・報告事項として「「令和6年度 神奈川県立高等学校及び中等教育学校 生徒による授業評価」の結果について」の報告があります。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第1号議案と定教第2号議案、また、定教第4号議案と定教第5号議案については、いずれも関連する案件ですので、それぞれ続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 でははじめに、進行の関係から、日程第2の報第1号に入ります。

報第1号 **令和7年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について**  
説明者 本間子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 ファイル06「報第1号」をご覧ください。「令和7年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」です。1/8ページをご覧ください。当審議会委員の委嘱等については、4月1日に人事異動が確定し、第1回審議会の開催日が4月9日と迫り、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育長が事務を臨時に代理しましたので、同条第3

項の規定により報告いたします。

2/8ページへお進みください。選定審議会委員名簿となっております。まず、委員の人数ですが、法に基づき県の条例では、15人以上20人以内としています。今年度は採択替えの年度ではありませんので、委員の数を16名としました。

次に、委員の構成について、1号委員は、義務教育諸学校の校長及び教員、2号委員は、県教育委員会の指導主事及び市町村教育委員会の教育長、教育委員及び指導主事など、学校教育に専門的知識を有する職員、3号委員は、教育に関し学識経験を有する者や保護者等です。なお、1号委員については、委員全体のおおむね3分の1と法の規定があることから、1号委員の数は6名としています。

3/8ページへお進みください。昨年度委員との新旧対照表です。

4/8ページへお進みください。関係法令等資料を掲載しています。教科用図書選定審議会については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第10条・第11条に基づき、県教育委員会が毎年度設置するものです。設置の目的は、採択に関する事務について、県教育委員会が市町村教育委員会等に適切な指導、助言又は援助を行うにあたり、選定審議会の意見を聴くためであり、資料その下の同法施行令第8条にあるとおり、当審議会では、採択基準や、選定に必要な資料の作成その他指導、助言に関する重要事項を調査審議することになっています。また、委員の任期は、第7条にあるとおり令和7年4月1日から8月31日までとなっています。

最後に、8/8ページまでお進みください。教科用図書採択の今後の流れを示しています。

報告は以上です。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員            新しい方の名簿を拝見しますと、視覚障害などの学校の先生がいるのですけれども、特別支援学校の先生がいないと思うのですけれども、支援校の実態、現場のことを知っている方が他にいないのかという点と、全体的に人数が、これまでと比べて4名減ったのですけれども、減らした訳がもしあったら教えてください。

特別支援教育課長    今ご質問いただきました委員名簿のうち、平塚盲学校の校長が入って、特別支援学校の他の校種の校長がいないという話ですが、平塚盲学校も含めて特別支援学校の教科書採択については、どの校種も含めて、全体的に把握をしておりますので、平塚盲学校の校長を充てることで、特別支援学校全体を把握することが対応可能だと思っております。

子ども教育支援課長    続いて、選定審議会の委員が20名から16名に減ったことについてですが、今年度は採択替えの年ではないことから、調査研究にあたって、業務量の軽減から16名としております。

下城委員            他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それではご質問がないようでしたら、報告は以上とします。次に日程第1の定教第

1号議案及び定教第2号議案に移ります。

定教第1号議案

令和8年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について

定教第2号議案

令和8年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について

説明者 本間子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 定教第1号議案を提案するにあたり、まず、教科用図書の採択についての概要を説明します。ファイル01-2の「定教第1～5号議案関係」をご覧ください。

1/18ページに、令和7年度神奈川県教科用図書選定審議会に諮問した事項を記載しています。第1回審議会では、このうち「(1)」から「(5)」までについて答申をいただきました。答申については、後ほどご説明いたします。

2/18ページへお進みください。「教科用図書採択スケジュール」の表をご覧ください。表は上段から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校となっています。また、左から右へ年度があり、網掛けの部分が今年度、令和7年度となっています。法令により、小・中学校については、種目ごと同一の教科書を4年間採択すると定められています。まず最上段の小学校等ですが、平成29年3月に告示された小学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う2回目の教科書採択替えを、令和5年度に実施しました。また上から2段目、中学校等ですが、平成29年3月に告示された中学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う2回目の教科書採択替えを、令和6年度に実施しました。今年度に関しては、小・中学校ともに採択替えはありません。続きまして、3段目、県立高等学校等の教科書については、各学校それぞれが使用する教科書を県教育委員会が一括して採択します。これについては、毎年度、採択替えを行います。そして、資料の最下段、県立特別支援学校ですが、各学校、児童・生徒個々の状況に応じた県教育委員会での採択ということで、毎年度、採択替えを行います。

次に、3/18ページへお進みください。「本県における教科用図書の採択について」、校種ごとに採択までの流れのポイントを説明いたします。まず、「1 義務教育諸学校用の教科用図書の採択について」「(1)」ですが、県教育委員会の役割として、教科用図書採択地区を設定し、教科用図書選定審議会を設け、その意見を聞いて、採択方針を定め、これを基に市町村教育委員会に対し指導・助言、援助を行います。「(2)」ですが、市町村教育委員会等の採択権者は、県教育委員会の指導・助言等を受け、種目ごとに1種の教科用図書を採択します。なお、「(2)」後半のカッコ書き、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書ですが、これは特別支援学校・特別支援学級で使用されるもので、市販されている絵本等、いわゆる一般図書と呼ばれるものも含めた中から、毎年度採択替えを行います。

次に、「2 県立中等教育学校の前期課程の教科用図書の採択について」、記載のとおりの流れで手続きを進め、県教育委員会が採択を行います。

次に、「3 県立高等学校等の教科用図書の採択について」、まず、県教育委員会

が採択方針を定めます。4/18ページへお進みください。学校ごとに、校長を議長とする教科書選定会議を開催し、採択方針及びガイドラインに基づき、次年度の使用希望教科書を選定し、選定理由を添えて県教育委員会に提出します。提出された各学校の使用希望教科書について、指導部長を委員長とし、校長代表や外部有識者で構成する教科書調査委員会で調査研究を行った上で、県教育委員会に付議し、一括してご審議いただいております。

次に、「4 県立特別支援学校小学部及び中学部の教科用図書の採択について」、学校ごとに専門委員会を設け、採択方針に基づき、採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、審議会の意見を聴いた上で、県教育委員会が採択しております。

最後に、「5 県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について」ですが、学校ごとに選定委員会を設け、採択方針に基づき、採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、教科書調査委員会の意見を聴いた上で、県教育委員会が採択します。

5/18ページからの【別表】は、今説明した校種別の教科用図書の採択の流れを図で示しています。5/18ページが義務教育関係、6/18ページが県立高等学校、7/18ページが県立特別支援学校高等部です。

また、8/18ページ以降には、関連の法令等について掲載しましたので、後ほどご覧ください。

それでは、定教第1号議案について説明いたします。ファイル01の「定教第1号議案」をご覧ください。提案理由ですが、4月11日に神奈川県教科用図書選定審議会から答申がありましたので、この答申に基づき、本県の採択方針を制定いたしたく、提案するものです。

2/6ページへお進みください。採択方針の前文を記載しています。

3/6ページへお進みください。答申に基づき作成した、採択方針案の「1」から「6」について、ポイントを説明します。

まず、「1 令和8年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」ですが、採択にあたっての考え方等を「(1)」から「(6)」に示しています。

「(1)」ですが、教科用図書は、検定を通った教科書の一覧である「教科書目録」から採択すること。「(2)」は、採択地区に設置される審議会等は、すべての教科書について調査研究し、結果を報告することを示しています。「(3)」は、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて、示しています。「(4)」は、適正かつ公正な採択の確保や、開かれた採択の推進を図る観点から、教科書採択に係る情報について、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、積極的な公開に努めること。「(5)」は、採択にあたって、静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう、関係者の意識の啓発に努めることを示しています。「(6)」は、選定審議会の設置期間の終了後に、新たに採択する必要が出た場合について、示しています。

次に、「2 教科用図書採択基準について」ですが、各地区で行う採択の基準として、記載のと通りの3点をあげています。

4/6ページへお進みください。「3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」ですが、これは市町村教育委員会が、単独で教科用図

書を採択するための方法を示したものです。基本的に、県教育委員会が行う採択の仕組みに準じております。

次に、4/6ページから5/6ページにかけて記載があります、「4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」ですが、これは同一地区内の各市町村教育委員会が、同一の教科用図書を採択するための方法を示したものです。

5/6ページをご覧ください。「5 令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」ご説明します。まず、特別支援教育関係教科用図書とは、記載のとおり、小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のことです。構成は、「ア 教科・種目に共通な観点」と、6/6ページの下段、「イ 教科・種目別の観点」との大きな二つであり、記載内容は、昨年度の調査研究の観点と同様です。

定教第1号議案の説明は以上です。

続きまして、定教第2号議案について説明いたします。ファイル02の「定教第2号議案」をご覧ください。令和8年度に県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書の採択等について、今回、神奈川県教科用図書選定審議会からの答申に基づき、標記方針を制定いたしたく提案するものです。

2/2ページへお進みください。令和8年度に平塚・相模原の両中等教育学校で使用する教科用図書については、中段以降、「1」から「3」に示した方針に則り、県教育委員会において採択していきます。その際、県教育委員会が作成した中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果を活用し、調査研究を行います。

定教第2号議案の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員

直接、今回の教科書採択ではなく、少し先を見据えて、「定教第1～5号議案関係」の2/18ページのところで、次の採択替えがそれぞれ2年後、3年後にありますけれども、今、中央教育審議会で、教科書のあり方がかなり議論されていると思います。学習指導要領そのものの構成や内容なども、かなり厳選されていく。本質に近い形で、先生方が使いやすいようにするという方向で、話し合いがされていくと、教科書も電子媒体も含めて、かなり変わってくると思います。

そうすると、当然のことながら、この採択基準そのものを見直していかなければならない。国から出てくるのはまだまだ先なのですけれども、その辺を見越して、県教育委員会として、情報収集や、それに向けたスケジューリングなどは、現段階ではまだ考えていないのか。できれば、作業的にもかなり大きく変わってくるだろうと思うので、その辺りのことも視野に入れて、今年度は特に採択替えではない年に何ができるかということも必要なかと思っておりますので、視野に入れながら、教科書採択については粛々と進めていただく必要があるかと思っておりますので、意見としてお伝えします。

下城委員 今のところそういう予定はないのか。

子ども教育支援課長 はい。今のところ定めておりませんが、中央教育審議会で行われている審議の様子等を注視しながら、新たな学習指導要領改訂が告示されたときには、考えていきたいと思います。

下城委員 よろしくお祈いします。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

笠原委員 これも別件なのですが、昨年度、教育委員会委員の施設訪問で平塚盲学校、平塚ろう学校を訪問させていただいた図書館の中に、どういうものを入れていくかということは、実はすごく大事で、私が関わっている学校では、今の教科書よりは、前の教科書の方が、今の子ども達の思考に合っているのだということで、前の教科書などを図書室に入れて、先生方の教材研究に使っているケースもあります。特別支援学校の図書室は、スペース的にそれほど広くなくて、中身的にもなかなか難しいのかと思うのですが、教科書を使うことは、教科書を学ぶのか、教科書で学ぶのかというのと同時に、それに付随する図鑑や、その他の関連する図書の充実は、やはり不可欠だと思います。これから探求的な学習が増々進んでいって、個別最適な学びが充実していくと、一人ひとりの子どもがどういう資料を使いながら学びを充実させていくかというところでは、非常に図書館の役割は大きいと思います。その辺りのところも含めて、図書費の充実も考えていただけるとありがたいかと思いましたが、よろしくお祈いします。その辺、特別支援教育課長は何か見解がありましたら、お祈いします。

特別支援教育課長 今、話がありましたとおり、各特別支援学校に図書室を整備しているところです。一人ひとりの障害の状況に応じた、図書室に置く図書の選定は、それぞれの学校の状況を踏まえながら進めているところです。また、教科用図書、過去のものなどは指導にも参考になるということですので、そういったことを各学校との情報共有をしていながら、特別支援学校の図書室の充実を進めていきたいと思っています。

笠原委員 よろしくお祈いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

常陸委員 今回、選定審議会の委員が採択替えの年ではないので、4人減ると。採択替えは非常に負担が大きい作業の年であると思うのですが、例えば、作業自体をもう少し効率化をして、見直すべきところを洗い出すような作業も検討されていたりはするのでしょうか。

子ども教育支援課長 この検討については、まだ本格的にしているというわけではありませんが、今、学習指導要領の改訂に向けた審議が進んでおります。新たな学習指導要領が告示されるタイミングで、検討を進めていきたいと思っています。





以上、定教第4号議案の説明です。

それでは続いて、定教第5号議案についてご説明いたします。ファイル05「定教第5号議案」をご覧ください。令和8年度に県立特別支援学校の高等部において使用する教科用図書の採択方針を制定するためにご提案するものです。

2/2ページ「令和8年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針」をご覧ください。高等部で使用する教科用図書については、定教第4号議案でご説明いたしました、小学部及び中学部で使用する教科用図書と採択方法は異なりますが、中段以降、「1」から「3」にお示ししてありますように、採択方針は同様の内容となっております。内容については、昨年度と特に変更点はありません。

以上、定教第5号議案の説明です。よろしくお願いいたします。

下城委員 定教第4号議案及び第5号議案を続けて説明いただきました。ご質問がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。昨年度と変更がないということで、それではご質問がなければ、採決について教育長にお願いします。

教育長 ただいまの定教第4号議案及び定教第5号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

**報告1 「令和6年度 神奈川県立高等学校及び中等教育学校 生徒による授業評価」の結果について**  
説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル08をお開きください。令和6年度に実施した生徒による授業評価の結果についてご報告します。「(1)概要」の表の上から二つ目「対象」と三つ目「調査期日」をご覧ください。県立高等学校及び中等教育学校の生徒全員、約11万5千人を対象に、第1回は8月から9月、第2回は12月から1月に実施しました。集計と分析は総合教育センターで行っています。

「(2)主な結果」をご覧ください。いずれの項目においても「かなり当てはまる」と「ほぼ当てはまる」の合計の割合は86%を超えており、生徒による授業評価は概ね良好なものであると考えております。共通小項目5の「他者の考えを知ることにより、新たな考え方を知るなど、自らの考えを広げ深めることができた」は、協働的

な学びによる思考の深まりを生徒が実感できたかを問う項目ですが、令和2年度からの推移を見ても、他の項目と比較して肯定的な回答の割合が低い傾向が続いています。しかしながら、令和2年度より年々上昇した結果、4年間では3.8ポイント上昇しており、他の項目と比較しても伸び率は高くなっています。これは、教員が対話的な学習の場面を積極的に作ってきた結果であり、各学校の取組に一定の成果があったと考えております。表の下の四角囲い、＜課題の改善の方向性＞にあるとおり、生徒が自発的・自主的に課題に取り組んだ上で、互いの持ち味を生かし合いながら合意形成を図り、一人ひとりが自分の考えを更に深める機会を増やしていくことは今後も課題であり、授業づくりの改善点を各学校に具体的に示すことが引き続き必要であると考えています。

また、2/5ページ以降の報告書では、授業評価の数値以外にも、各学校からの記述欄を設けて、学校としてどのように授業評価を生かしているか、授業評価に関する課題や解決方法は何か、授業評価以外の授業改善に関する取組について報告を受け、特徴のあるものを紹介していますので、後ほどご覧ください。

報告は以上です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

それでは私から。例年、1/5ページとなっている1枚目の報告をいただいていたと思いますが、今年度はより詳しく、2/5ページ以下をつけていただいた。今ご説明にも少しありましたけれども、各学校での独自の設問に対して、取組が分かるように、あるいは文書による回答が分かるようにということでしたが、特に何か注目すべきところがあったら、一つ二つで結構ですので、ご紹介いただけないでしょうか。

高校教育課長

4/5ページの中段以降に、学校から報告をいただいたものがいくつか載っております。先ほども申し上げたのですけれども、共通小項目5が毎年低い傾向が見られるのですけれども、これが高くなってきているということが一つ。それから、下から二つ目の○（丸）ですけれども、内容を細かく見ると、3の「当てはまる」が多くなっているため、これを4の「かなり当てはまる」に上げていくことが、これから取り組んでいくところかと考えております。ですので、肯定的な回答のうち、4「かなり当てはまる」に焦点化して分析することで、より精度の高い視点で、授業での取組を見取することも考えられるということで、これから取り組んでいきたいところであると挙げられるかと思えます。

下城委員

いかがでしょうか。

佐藤委員

2/5ページの専門教科回答総数の中で、回答数がゼロとなっている科目はどうしてでしょうか。

高校教育課長

これは学校から報告を上げてもらった中でも、専門教科の英語を設置している学校自体が少ないところがあると思うのですけれども、学校の現状としては、ホームルームや特別活動の時間に、グーグルフォームなどを使ってまとめて授業評価の回答をし

でもらっているのですけれども、設置科目が少なかったり、担当の先生が非常勤の先生だったりなど、いろいろな事情で、ここの部分のデータが今回は集まらなかったというところかと考えております。

佐藤委員        これをとっている生徒がいないということではなくて、クラスルームで、これやっってくださいということができなかったということですか。

高校教育課長    はい。履修している生徒はいるのですけれども、この回答を集めるところが、必ずしもここのところに入力していただけたデータが集まらなかったというところかと思えます。

佐藤委員        先生が、回答してくださいという時間を設定しているのだとすると、言葉は悪いですが、恣意的に回答させないこともできてしまうと思うので、その辺りは改善を要するかと思えます。

高校教育課長    分かりました。

下城委員        英語がゼロなんて不思議です。

高校教育課長    これは専門教科の英語になりますので、共通教科の外国語の中の英語については、上の段の外国語に約15万のデータが集まっております。

下城委員        当然ですよ。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

常陸委員        5/5ページの「生徒による授業評価」に関する課題やその解決方法で、「同時期に多くの教科・科目で評価を行うため、生徒に負担がかかっていると。時期をずらすなどの工夫をして、生徒が落ち着いて丁寧に回答できる状況を確保したい」という回答があるのですけれども、これは、そんなに生徒に負荷がかかっているというような意見が現場から出ているということになりますか。

高校教育課長    以前は紙にマークをつけたりなどして集めていたのですけれども、先ほど申し上げたように、最近ではデータで回答するように改善もしてきていますので、そういった負担については、少しずつ軽減してきているのではないかと考えています。

常陸委員        時期をずらすというのも、各学校に判断を任せられているということでしょうか。

高校教育課長    そうです。

下城委員        他にいかがでしょうか。

吉田委員 先生、生徒による授業評価という点に関して、病院、我々の分野で当てはめて考えると、患者満足度調査をよく行う。最近、同時に職員の満足度調査も行うようにしています。病院で、退院時に満足度調査をすると、退院するから少し気持ちもよくて、褒め言葉が入ったりして、少しバイアスがかかったりしているような形がある。それと、職員の満足度調査を比較するようなことを少しやっている。我々はボランティア的な精神があって、先生にしたって、病院の職員にしたって、一生懸命にやっている。職員が満足して働いているのであれば、大体、患者さんは満足しているというようなデータがある。やはり学校の先生にしても、そういうような先生たちが、非常にやりがいがあるのだ、満足しているのだというのは、その結果と、生徒の授業の評価は大体平行になるのではないかと私は思っているのだけど、そういうようなデータも是非やっていただきたい。ある意味での先生たちの退職やあるいは先生たちの希望、なり手が少ない中で、そういったものをどんどん進めていくことによって、これからまた新しい展開が出てくるのかと思うので、是非、それに合わせて同じ時期ぐらいに、授業は非常に評価が高くされています、こちらとしてもよい授業ができたのだ、そういったものが少し平行になっているのであれば、というようなことを感じたので発言させてもらいました。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 5/5ページの「(3) 「生徒による授業評価」以外の授業改善に関する取組」に、中学校の授業を見て、どういうところでつまづいているのかというところを、現状確認して、情報交換をして、高校での対応をしているという文章があったり、生徒による学習の自己評価を実施しているなど、こういった各学校の努力がやはりすごく大事になってくるのだと思います。数字の上でプラス傾向があることはもちろんよいのですが、評価されることに慣れてしまうというか、それはそれとして、こうして各学校が、自校に在籍する子どもたちの実態に応じてどんな工夫や努力をして、子どもたちに確実に資質能力を身につけさせようとしているかということこそが、やはり学習評価の狙うところだと思います。これが90%になろうが100%になろうが、質がどうであるかということとは、なかなかその数字からは見えてこないもので、是非、今回こういう資料を提供していただいたこともあるので、丁寧に各学校の取組を見て、教育委員会としてその取組をしっかり価値づけるということが、結果的に先生方のモチベーションにもつながるし、子どもたちにも反映されていくという好循環を生み出していく一つの大切な部分かと思っておりますので、よろしくお願いします。

下城委員 私も一言だけ。これは各先生方一人ひとりの授業改善のためにとられているアンケートですよ。

高校教育課長 そうです。あと、特徴的なところは生徒や保護者の方にもお知らせをして、学校全体の改善にもつなげていくということです。

下城委員 生徒は自分の受けている授業の、受けている先生の評価のつもりで書いていると思

うのですけど、それはそのままその先生に、結果がダイレクトにいつているのですか。それとも教科、学校、学年全体で均してこのぐらいというように示すとか。

高校教育課長 学校ごとにどのように先生たちが活用するのかは、それぞれ工夫してやっているのですけれども、教科全体で均してみたものと、特徴的なところで、コメントなどが生徒からあった場合には、各個人にフィードバックしているところもあって、各学校の研究を担当するグループで、授業改善に活かすために、このデータをどのように活用していこうかは、工夫しながらやっているところです。

下城委員 授業を担当している先生にこのデータをどう開示するかというのも、実は考えなくてはいけないかと思っている。というのは、私は長年、大学でこれをやっている、自分の授業に個人宛に来るわけです。毀誉褒貶あるわけです。教員の次のアクションにかなり影響してくるので、厳しく教えようとするとうがる、逆に悪くなるということがあって、だんだん迎合するではないけど、このアンケートが逆に主になって、易しい授業、より安易な授業に流れてしまうようなこともあるので。だから、少し数字が高いこともあるので、大学のアンケートとは違うのだと思いますけれども、一人ひとりの先生方の受けとめも含めて、やはり慎重にやっていかないといけないのかと思いました。これだけやるのであれば、なおのことです。よろしくお願いします。

笠原委員 今の話で、実は私も大学で授業をやると、教育課程の、教えている職員全体のチャートが自分の結果と同時に送られてくる。他の教科と自分の教科との比較ができます。そうすると、自分は自分で満足しているつもりが、意外にそうではないということに気がつきます。それで終わりではなくて、それを見て、どのように自分の授業を改善していくかというレポートを書かなくてはいけないのです。次の年度のときには、どういう工夫をして授業をするかということを提出して、それで1年の授業が終わります。だから、高校段階でそれをやるのが良いとか悪いとかではなくて、下城委員がおっしゃったように、授業改善、質をどう高めていくかといったときに、ただ数字だけ出しているのではなくて、本当の意味で授業改善につなげていくための、一番良いやり方を、これだけデータがあるので、このデータをどう使うかは、学校に任せるというのもあるのかもしれませんが、例えばどこかで、一つ二つ試験的にやってみるなどして、それぞれの先生方のモチベーションをどのように維持・改善できるかというところは、次の手立てとして必要かと、同じように感じたところなので、大学ではそんなことをやっていますという例も含めて紹介しました。

吉田委員 大学ついでに医学部だと、忘年会などでベスト授業賞を行ったりする。医局の中でベスト授業、素晴らしい授業を行った先生にそういった表彰をする。それ以外に、いわゆる昔でいうポリクリ、4年生、5年生ぐらいになると、実習をするときによく対応をしてくれた人も表彰する。つまり、イメージからいうと、授業の賞状と、担任など、日常生活のいろいろなケアをしてくれたことに非常に優れたという評価も加えてもよいのかと、少し印象として思いました。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら以上とします。  
次に、日程第2の報第2号に移ります。

## 報第2号

### 神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定について

説明者 常山教職員企画課長

教職員企画課長 ファイル07の報第2号「神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定について」をご説明します。1/9ページをご覧ください。神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定について、急施を要したため、事務委任規則の規定により事務を臨時代理しましたので、報告するものです。

3/9ページをご覧ください。改定の経緯ですが、県教育委員会は、令和元年に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定いたしました。3/9ページの最下段に記載のとおり、指針策定から概ね5年が経過した中、改めて、県教育委員会と地域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、このたび、指針を改定いたしました。

4/9ページをご覧ください。今回の指針は、令和11年度までの概ね5年を対象期間としています。ただし、令和7年度から9年度までの3年間を重点改革期間に設定し、市町村への強力な支援などにより、目標の早期達成を目指します。4/9ページから6/9ページにかけて、目標や目標達成に向けた取組などを記載しておりますので、後ほどご確認ください。

7/9ページをご覧ください。参考となりますが、7/9ページから8/9ページにかけて、県教育委員会が行う具体的な取組として、資料記載のとおり、12項目を掲げています。その中で「1 働き方改革加速化宣言」について、9/9ページをご覧ください。3月28日に、県教育委員会と地域の市町村教育委員会は、今回改定した神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと、一体となって、教員の働き方改革にこれまで以上に本気で取り組む決意を示すために、共同で働き方改革の加速化宣言を行いました。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。

吉田委員 働き方改革はとても大事なことで、これによって、新しく先生を希望する高校生がどんどん増えていくので、大事なポイントだと思います。私は高校の産業医もやっているのですが、印象ですけど、時間外などをものすごく気にしている。昨年度は結構時間外が多かったのですが、どんどん少なくなって、今年もその取組に至るや、3校ぐらい、4月以降に産業医として高校、特別支援学校へ行って、新しく来られた校長先生、教頭先生といろいろな話をするにあたって、このことにものすごく一生懸命です。ですから、もっと変な言い方をすると、ある別の企業などは、45時間、60時間以

上になったら、産業医の面接を受けなさいという形。何となく誤解されていて、面接を受けさせればやらせてよいような風潮がなかったわけではない。でも、その点に関して、高校は非常に一生懸命だと思います。実に、時間外はどんどん、去年の後半になっていくにあたって、減っていった事実もあるし、これから先もそういったことに気を使いながら、一生懸命やっている取組がなされています。ですから、これから先、もっとよいのではないかと感じているところです。

もう一つ、最近ニュースを賑わせているのが、クラブ活動中に稲妻に打たれた被害があった。どこの時点で先生たちに責任を負わせて、警報が出たときに中止させるのだなどということ。あれも一定の基準を作ってあげないと可哀想だ。光ったので中止させるのか。中止させたときに、1回ぐらいでなぜやめさせたのだという子ども達の思いなども出てくるだろうし、あるいは、甘く見ているいろいろな事件が起こった。その辺の一定の基準をどこかでガイドライン的な形を示してやる必要が、これから先に出ないと、もうクラブ活動は見ないなどといった先生も、これから出てくるかと思うので、早めに手を打って、そういったことを基準として決めてあげてほしいと思います。

下城委員 他によろしいでしょうか。

常陸委員 関連してなのですけれども、教員の働き方改革について、保護者や地域の皆さんへ、この前、メッセージを出したと思うのですけれども、それに関しての反響や、何かご意見のようなことが、もし把握されていたら教えていただけますでしょうか。文言をかなり練って、この方向でいきましょうという、議論を重ねたメッセージだったと思うので。

教職員企画課長 直接的な反響はまだこちらで把握はしていませんけれども、チラシというよりも、今回の働き方改革加速化宣言について、学校、市町村の教育委員会の方々からは、県と一緒に宣言を出せて、現場にもきちんとアピールできるので、市町村教育委員会としても、積極的に県と一緒に取り組んでいきたいという声はいただいていますけれども、委員がおっしゃった、チラシそのものの反響については、まだ現状では把握できていない状況です。

行政部長 県のホームページ等には載せてはいますが、各教育委員会、各学校が、始業式や入学式以降にタイミングを見計らって周知をした。恐らく、あの紙だけで文句を言うてくる人はいなくて、実際にこれができなくなった、あれをやらなくなったということがあって、こちらの方に言ってくる。また、我々としても、そういった個々の保護者への対応だけでなく、PTAと今後協議して、PTAもそういった総会でチラシなどを皆さんに配って周知していただけるような状況になっていますので、PTAの中でも何が問題なのかを少し検討していただいて、我々と協議して一緒に解決してこうという体制をとっていますので、いずれにしても、保護者、あるいはPTAと協議しながら、強権的に進めるのではなくて、皆さんの声を聞きながら進めていきたいと考えています。

下城委員

私からも、今のところを続けてコメントさせていただきます。教員の働き方改革ということで、学校の中の教員の作業量を減らしていくことに向けて努力しなさいというのも教育委員会の一つの立場ですが、もう一つ、地域の要である各学校の先生達が、地域と向き合っていかななくてははいけない、その中で、地域の皆さんたちの要望にこれまで応えてきた。それをこれからどこまで続けることができるかというときに、なかなか現場の一人ひとりの先生は、地域に向かって強いことが言い出しにくい中で、県教育委員会がその後ろ盾にならなくてははいけないという、ある意味、県教育委員会は、そういう意味では働き方改革を進めますというところは、強権的ではないかもしれませんが、きちんと行って進めていって、理解をしてもらわなくてははいけないという。その盾になるのは、各学校、市町村よりは、県教育委員会の方というスタンスだと理解をしています。そのように進めていっていただきたいと思います。

それからもう一つ。吉田先生のコメントに戻り、雷の話なのですが、環境倫理をずっと教えてきた立場から言うと、明らかに地球温暖化が進んでいて、環境が、天候も含めて、いろいろなものが年々荒っぽくなっているというのは、恐らく皆さんは感じられているとおりで、一方で、教員養成をやってきた立場からいうと、学生たちは今、気象や自然などにそこまで敏感になれるような教育を受けてこられているのかという。我々は年をとってきたので、雷がひどくなってきたよねと、今まで以上に用心しなくてははいけないよねなど、今までは警報が出ているぐらいでは部活は続けていたけど、近年はひどすぎるので、先に先にやめさせないといけないよねと、我々の年齢だと分かるのですが、若い、例えば、新任の先生などで体育担当や部活担当などになったときに、センシティブなものを持っているのかと少し思います。だから、仮に、県教育委員会が先ほど吉田先生が言われたように、ガイドラインを作ります。間に合わない可能性すらあるわけです。今度の事件でも、気象庁の予報が間に合っていたのか間に合っていないのか、かなりいきなり落ちてきたという事件です。だから、どこまで進めたらよいのかというのが、私自身、すぐにコメントできなかったのですが、やはり考えていかななくてははいけない問題だろうと、それぞれの教員には負わせられない、我々がバックで考えていかななくてははいけない問題だろうとは思いました。コメントです。

笠原委員

9/9ページの市町村と連携したというところは、当然なのですが、政令指定都市は入っていないのですが、政令市等との情報共有や情報交換がどの程度行われているのかが1点。

その辺の中での足並みが分かれば教えていただきたいということが1点。

それから、これは直接、教職員企画課長に伺う内容ではないのですが、7/9ページの「6 中学校における部活動の地域移行・地域連携の推進」は、一時、非常に話題に上って、教育委員会にも状況は報告いただいたのですが、現状としてどのような状況になっているのかが、実態としてもなかなか掴めない状況なので、担当課にお願いをして、現状、進み具合や課題などを情報提供していただきたいとお願いしたいと思います。

行政部長

まず、働き方改革加速化宣言の政令市との関係ですけれども、当然、神奈川県だけ進めればよいという話ではなくて、横浜市、川崎市、相模原市も、それぞれの立場で当然、県費負担教職員とは違います。それぞれやっている。こういった指針もそれぞれ作っています。だから、保護者メッセージなども、相模原は相模原で作っています。そういう状況はあります。

それはそれとしてあるにしても、やはりこの働き方改革は共通の課題だと。教員不足に対して、取り合いではなくて、やはり、皆が一緒になってやっていかなくてはいけない課題であるということで、私は、横浜市、川崎市、相模原市の部長のところを回って、一緒にやっていきたいと思いますという話をしてきました。皆さん賛同されて、当然共通の課題なので、一緒にやっていきたいと思います、まずは情報共有と意見交換で、よい施策があるのであれば、それを横展開していきましょう、そういう場を持ちましょうという話があって、今後、またそういった場を設定するのかと思っています。

それから、部活動の地域移行に関しては、こちらの方は専門外になりますが、一応承知している範囲では、文部科学省が実証実験をやっているということで、藤沢市や秦野市がそのプランに乗った形で、地域移行などの部活動指導員など、細かいことは分かりませんが、そういった外部化を進めている、実験を進めていると話聞いております。あと、大磯町はいろいろと話題になっていると思いますけれども、部活動指導員、インストラクターを使って、学校の教員がなるべく携わらないような形で外部化を図っていこうという動きがありますが、ただ、総じて言うと、全体で大きな波になっているかということ、そこまでいっていないかということ。

一方やはり、中学校の課題としては、特に働き方改革に関しては、部活動が大きな時間外という超過勤務の要因になっているので、ここをどのようにしていくのが、我々としても大きな課題になると考えていますので、またこれについても働き方改革を検討する中で考えていきたいです。

教育参事監（学校教育担当）

若干補足しますと、市町村と協力しながら粛々と進めてきたところではあります。今現在も、各市町村の状況、実情に応じて、それぞれの取組を進めていくために、県のコーディネーターをやっているところです。今後、国の方で少し方向性を改めて、8月ぐらいを目処に出されています。それを受けまして、県としても、今後の方針の見直しの準備を進めているところです。また教育委員会の方にも情報提供させていただきたいです。

下城委員

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご質問がなければ、以上とさせていただきます。閉会について教育長にお願いします。

教育長

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。